

| | | |
|-----------|--|--|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | 沖縄振興特別措置法（平成 14 年 3 月 31 日法律第 14 号）に基づく措置 1. 経済成長 |
| | 政策の達成目標 | ・ 沖縄県の自立的経済の構築及び我が国の経済成長に寄与するような拠点形成。 ・ 情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における企業の集積及び同企業等の進出によって生じる雇用者数の確保。 |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | 平成 29 年 3 月 31 日まで |
| | 同上の期間中の達成目標 | ・ 情報通信関連企業の進出数を平成 33 年度までに 440 社とする。（平成 24 年度:263 社） ・ 進出企業による新規創出雇用者数（累計）を平成 33 年度までに 4.2 万人雇用とする。（平成 24 年度:23,741 人） ※本地域制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成 33 年度としたい。 |
| 政策目標の達成状況 | （平成 24 年度実績） ・ 情報通信関連企業の進出数：263 社 ・ 進出企業による新規創出雇用者数（累計）：23,741 人 | |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | ・ 投資税額控除額の見込み 940 百万円 ・ 所得控除額の見込み 45 百万円 |
| | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | 本税制措置においては、設備投資の対象資産として機械・装置、建物等の幅広い資産を認める一方、その適用地域・事業等については、沖縄における情報通信関連産業の集積等に資するものに限定している。これにより、事業者の自主性・経営判断を尊重しつつ、一定の地域・投資へのインセンティブを与えることが出来るため、情報通信関連産業の集積・発展等の目標を達成する手段として有効と考えられる。 なお、沖縄県が平成 24 年 7 月の誘致セミナーにおいて実施したアンケート調査によれば、沖縄県の投資環境で魅力を感じた点について、参加企業の 66%が「税の優遇制度」と回答している。従って、今後、税制措置等をより使い勝手のよい制度とすることなどにより、こうした企業の立地も促進できると考えられる。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | ・ 法人税の軽減 ・ 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置 |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | なし |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |
| | 要望の措置の妥当性 | 情報通信技術の進展により、県内の情報通信関連企業にとっても、情報通信設備の継続的な更新は必須である。しかし、沖縄の情報通信関連企業の多くは、大規模投資をするような規模ではなく、また、インキュベーション施設等の建物を賃借して立地していることから、自社の業務にあわせた建物のカスタマイズが必要となる。そのため、それらを踏まえた要件の見直しが必要である。 また、スマートフォンやタブレット端末等に代表される情報通信端末の急速な進展、スマート家電等の普及により国際競争力のある商品の開発及び検証事業の伸びが今後見込まれるため、当該事業を対象事業に追加することにより、情報通信関連産業の一層の集積を図る。 |
| ページ | — | |

| | | | | | |
|--|---|--------|--------|--------|-------|
| 税負担軽減措置等の適用実績 | (過去3年間の適用実績) | | | | |
| | | | H22年度 | H23年度 | H24年度 |
| | 所得控除 | 適用件数 | 0件 | 0件 | 0件 |
| | | 控除額 | 0円 | 0円 | 0円 |
| | 投資税額控除 | 適用件数 | 2件 | 2件 | 2件 |
| 控除額 | | 259百万円 | 259百万円 | 286百万円 | |
| (沖縄県による企業アンケート調査より) | | | | | |
| 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績 | <p>○沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(単体法人) 法人住民税 50,734千円、事業税 — ・(連結法人) 法人住民税 51,674千円、事業税 — <p>○沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(単体法人) 法人住民税 120千円、事業税 201千円 | | | | |
| 税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性) | 情報通信産業振興地域が創設された平成10年度からの進出企業数 263社進出(雇用者数 23,741人)(平成25年1月現在) | | | | |
| 前回要望時の達成目標 | <p>情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信産業、情報通信技術利用事業を行う企業の集積(150社) ・ 新たな雇用者数の増加(1万5千人) | | | | |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | <p>次のとおり前回要望時の目標を達成しているが、情報通信に関する状況の変化に対応すべく制度拡充が必要な状況。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 150社→263社 ・ 15,000人→23,741人 | | | | |
| これまでの要望経緯 | <p>○平成10年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信産業振興地域 創設 <p>○平成14年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5年間延長。情報通信産業特別地区 創設 <p>○平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5年間延長。情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の5年間延長及び拡充(常時使用人数要件20名以上を10名以上へ緩和) <p>○平成24年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5年間延長。情報通信産業特別地区の対象地域として、うるま市を追加。また、対象業種に、バックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加等 | | | | |
| ページ | — | | | | |